

緑が丘地区老朽管更新設計業務

特 記 仕 様 書

白石市上下水道事業所

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用の範囲

本特記仕様書は、第2条第1項の委託業務について定めたものである。

### 第2条 業務委託内容

本業務は、緑が丘地区の老朽管更新のための、配水管布設工事発注に必要な設計図書の作成を行うものである。

なお、実施設計に当たっては、施工上及び維持管理上、支障のない範囲内で経済的に設計しなければならない。

#### 1)委託名称

令和8年度 水単委—1 緑が丘地区老朽管更新設計業務

#### 2)計画事項

設計業務

配水管実施設計

開削工法 布設替詳細設計  $\phi 100\text{mm}$  以下 L = 470m

測量業務

路線測量

縦断測量、横断測量 L=0.47 km

#### 3)工 期

令和8年 月 日 ~ 令和8年10月30日

### 第3条 運用基準

本業務は、次の各号に掲げる図書、法令、規定等に準拠して実施する。

1. 水道施設設計指針 2024年版 (社) 日本水道協会
2. 水道法・同施行令・同施工規則
3. 水道維持管理指針 (2016年版)
4. 水道施設耐震工法指針・解説 2022年版 (社) 日本水道協会
5. 令和7年度 水道事業実務必携 (社) 日本水道協会
6. 令和8年度 水道施設整備費にかかる歩掛表 (国土交通省)
7. 水理公式集 (土木学会)
8. 白石市建設工事執行規則

9. 宮城県土木部土木工事委託編共通仕様書（最新のもの）
10. J I S（日本工業規格）
11. JWVA（日本水道協会規格）
12. その他、本業務に必要な土木・建築・機械・電気の関連する法令、規格基準、仕様書等

#### 第4条 工程管理

受託者は、業務の方法及び順序について、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。又、実施計画表についても監督職員の承認を受け、詳細な行程管理を行わなければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### 第5条 管理技術者及び照査技術者

1. 管理技術者は監督職員の指示に従い、業務委託に関する一切の事項を処理するものとする。
2. 管理技術者は、技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））又は RCCM（上水道及び工業用水道）のいずれかの資格を有し、宮城県内に常駐しているものとする。
3. 照査技術者は、技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））又は RCCM（上水道及び工業用水道）のいずれかの資格を有し、宮城県内に常駐しているものとする。
4. 受注者は、業務委託を実施するに当たっては、それぞれの分野に適した技術者を専任して業務に従事させなければならない。

#### 第6条 土地立ち入り等

受託者は、設計その他作業に先立ち作業内容を充分理解し、現地調査の際の土地立ち入り等に際しても、道路、河川管理者及び地元住民と十分に協調を保ち、摩擦を起こさぬよう心がけなければならない。

#### 第7条 官公庁への手続

受託者は、業務実施のため必要な官公庁等への諸手続きは、監督員と充分協議のうえ行わなければならない。

#### 第8条 成果品の修正

完成検査後においても、明かに受託者の責に伴う業務の瑕疵があった場合、受託者はただちに当該業務成果品の修正を行わなければならない。

#### 第9条 疑義

受託者は、業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、並びに仕様書に明記していない事項については、監督員と協議し、その指示に従わな

なければならない。

#### 第10条 守秘義務

受託者は、業務委託により知り得た秘密事項を第3者に漏らしてはならない。

#### 第11条 業務カルテ作成・登録

受注者は、委託金額が500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにオンライン登録しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを調査職員に提出しなければならない。

## 第2章 設 計

#### 第1条 打合せ

1. 受託者は、本業務を達成するため、業務着手時および主要な区切り時に発注者と十分な打合せをしなければならない。
2. 受託者は、適正な業務の遂行を図るため、監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、相互に確認しなければならない。

#### 第2条 資料の貸与及び返還

1. 発注者は、業務に必要な図面、その他関係書類等がある場合は、受託者に貸与するものとする。
2. 受託者は、貸与を受けた資料等を紛失、汚損しないよう注意保管するものとし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
3. 受注者は、貸与された資料等は業務完了後、遅滞なく返還しなければならない。
4. 貸与資料
  - ① 既設配水管布設竣工図
  - ② その他業務に必要な資料

#### 第3条 準拠する図書

受託者は、原則として各学会、各協会等の示方書、指針、公式、基準、規則等に準拠して業務を行うものとする。

#### 第4条 設計等の条件

設計の条件は原則として、前条の図書又は資料によるものとし、これらの図書等に示さ

れていないものについては、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

#### 第5条 設計一般

1. 設計資料とするため必要な軽易な調査は原則として受託者の負担としなければならない。但し、これにより難しい場合は、別途協議するものとする。
2. 成果品は、準拠図書を参考に監督員と協議のうえ作成し、図面完成時には監督員の承認を受けなければならない。

#### 第6条 成果品等

1. 成果品は次に示す仕様、部数としなければならない。

① 図面	A1	白焼2部
② 図面	A3版	白焼2部
③ 数量計算書		製本2部
④ 設計書(金抜き)		製本2部
⑤ 設計書(概算工事費計算書)		製本2部
⑥ 特記仕様書		製本2部
⑦ 打合せ議事録		製本2部
⑧ 各種検討書		製本2部
⑨ 原稿(電子媒体 CD)		一式
⑩ その他発注者の指示によるもの		一式

## 設計条件設定

### 1. 設計業務

- ・管径による補正 床付深さ一定(2.0m未満) 100mm以下
- ・延長による補正 300~500未満
- ・設計条件による補正 主として郊外又は住宅数少量、道路幅員標準、埋設物なし
- ・工事案件数による補正 1件
- ・仮設配管による補正 470m 700mm以下

### 2. 測量一般業務

- ・地域による変化率 丘陵地:耕地
- ・測量幅、側転間隔による変化率 45m未満:20m
- ・交通量の変化率 0~1,000台未満/12時間
- ・曲線数による変化率 曲線数0

白石市上下水道事業所

# 令和 8 年度 実 施 設 計 書

業 務 名

令和 8 年度 水単委-1 緑が丘地区老朽管更新設計業務 (1工区)

業 務 場 所

白石市緑が丘 地内 ほか

業 務 期 間

自 令和 8 年 月 日  
至 令和 8 年 1 0 月 3 0 日

業 務 概 要

種 別

数 量

配水管布設替設計 φ100以下 L=470m

1. 開削工法設計協議
2. 小口径 布設替修正設計

1式  
1式

測量一般業務

1. 縦断測量
2. 横断測量

L=0.47km  
L=0.47km









## 第2号明細書

小口径 布設替修正設計

業 務 内 容	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	金 額	摘 要
現地調査									
図面作成									
数量計算									
審査									
計									変化率







位置図

